

保護者様

大阪府立吹田支援学校  
校長 吉田 実

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

学校感染症の疑いがあるときは、医療機関を受診し、きちんと治してから登校するようにしてください。出席停止が終わり、登校する時は、下欄の「登校許可報告書」を保護者記入のうえ、提出してください。

	病名	出席停止期間
第1種	学校保健安全法施行規則第18条1種に記載されているもの	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（無症状の場合は検体を採取した日から5日経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間経過するまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
	腸管出血性大腸菌感染症	
その他	流行性角結膜炎	条件により出席停止が必要なもの
	急性出血性結膜炎 など	
	溶連菌感染症	
	ウィルス性肝炎	
	伝染性紅斑（りんご病）	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ感染症		
流行性嘔吐下痢症 など		

出席停止期間は、医師の指示期間とします。

登校許可報告書

児童生徒名 \_\_\_\_\_ 部 年 組 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで（病名：\_\_\_\_\_）にて欠席しました。

診察した医師より登校が可能と判断されましたので報告します。

医療機関または保健所名： \_\_\_\_\_

診察医師名： \_\_\_\_\_